

(2) 特設運送艦浮島丸遭難事件

官廳事務官

案

昭和二十五年二月廿六日

引揚援護廳復員局
第二復員局 殘務處理部長
Assistant Chief of Staff, G-2, GHQ, Scap.
Commander, Naval Forces, Far East.
宛

Subject: 浮島丸の遭難及び今後の處理に關する報告
Ref: 2 Feb. 1950 ONRE/S94 Serial: 600
Subj: UKISHIMA MARU: authorization for salvage of.
關連文書の Approve に基き浮島丸の salvage を進められるに伴ひ同船の
遭難事件及遭難者の人事取扱等が問題化するものと豫察一既に舞鶴に於
ては若干のトラブルが発生中の由一されるに付ては當時の經緯に於
の處理方針等に關し別紙の通報書を提出致したい。

書類は左記にあり

門	類	項	目	号
3	1	1	1	1
3	1	1	1	1
3	1	1	1	1
3	1	1	1	1

寫送付先
外務省政務局長
海上保安廳次長

(終)

別紙

浮島丸に便乗した朝鮮人の遭難事件に関する
説明資料

一、経緯

(1) 浮島丸の行動概要

終戦直後大湊地区に在った舊海軍軍属朝鮮人工員多数は連合軍の進駐を極度に恐れた爲か歸鮮の熱望を訴へて不穩の兆を示した。日本海軍として既に解員手續を完了した元工員に對し之を歸鮮せしめねばならぬと謂ふ義務は無かつたけれども事關の平穩な解決を欲したので特に特設運送艦浮島丸一四、七三〇GTに彼等を便乗せしめ之を南鮮に輸送する如く準備し、同艦は朝鮮人元工員二、八三八名、同民間人八九七名計三、七三五名(外に正規の手續を経ずして殆んど亂入乗込とも謂ふべき者が二〇〇、一三〇〇名あつたらしいが便乗者名簿には記載されてゐない)を收容し 21 Aug. 1945 朝大湊を出港した。

然るに「マニラ」に於て日本側代表者に手交された連台車の Requirement Document No.1 に依り日本の全船舶は 24 Aug. 1945 以後航行を禁止せられ、航行中の船舶は最寄りの港に人泊すへき旨指令された。これに基づく中央からの命令により舞鶴灣に人港したのであるが投錨前 - 24 Aug. 1945 1715 頃、舞鶴灣内蛇島の北片に於て連台車の敷設した機雷に觸れ遂に沈没するに至つた。

(b) 遭難者救助と爾後の宿泊給養、加療等の措置

浮島丸の遭難及其の混乱を知るや舞鶴港務部、同防備隊、同海兵團、平海兵團及其の他舞鶴麾下艦艇部隊は可動艦艇を現場に動員して人員救助に當り便乗者の大部 - 三、二〇〇名以上 - を揚収することゝ成功したが遂に五二四名の溺死者を生ぜしめたこと、誠に遺憾であつた。舞鶴鎮守府として 25 Aug. から 2 Sept. に至る迄現場捜索並びに死体收容に努力し合計約一五〇体内外の死体を揚収した。一方救助し得た三、二〇〇名以上の人員は直に平海兵團に收容の上

寝具、被服、食糧等を連續支給すると共に負傷者（多數に上つた）に對しては醫藥、診療、入院等の萬全を盡した。 28 Aug. 1945 入

院患者の外全救助者を舞鶴施設部に引續ぎ同九月二日大湊施設部の勞務主任以下四名が到着した以後は舞鶴、大湊協力の上諸給與の配付其の他人事處理に遺憾なきを期した。爾後連合軍の進駐が極めて平穩裡に行はれつつある狀況を知るや彼等は歸國の意志をひるがへして自由行動に出づるもの續出し、連合軍指示に依る歸鮮の爲の計畫輸送列車（九月十七日）に乗車したものは僅かに一、〇〇〇名内外に過ぎず其の他は引續き日本に在留したか又は單獨歸鮮したもののやうである。

(四) 朝鮮側との爾後接衝狀況

Oct. 1945 初頭在日朝鮮人聯盟總本部委員長 氏が海軍次官に面談を求めて來た。依つて海軍省として如何に慎重な調査を重ねた結果、本事件が全くの不可抗力に依る災難であること及び其の後便乗

者の救助、給養及取扱は特に人道的考慮と手段とを盡してある點等
明瞭となつたので朝鮮側との數次の會談に依り縷々其の狀況を説明
納得せしめると共に所要資料全部の寫を朝鮮側に供與し、更に海軍
としては死歿者に對しては再び海軍工員に還元して身上取扱並に諸
給與を支給することに決定し多額の金錢を準備して之が領收並に配
分も聯盟側に委任する腹案を以て特に誠意を以て接衝を重ねた。然
るに [] 氏は本件の調査連絡の爲と稱して歸韓し十二月下旬に至
るも歸京せず、彼の代理 [] なる人物と交渉するも何等の進展無く
準備金の受領をも拒絶された儘交渉は一時停頓した。

越して 5 Month 1946 に至り [] 氏再び來訪の上『日本側調査の浮
島丸乗船朝鮮人員數と聯盟が歸韓者に就き調査した員數とは甚だし
い差異がある、従つて遭難者員數にも日韓兩者の調査には大きな差
異が生ずるものと推定せられる。就ては目下南北朝鮮交通杜絶の爲
聯盟側調査意の如く進捗しないから朝鮮現地に於ける右調査完了迄

本件の解決を猶~~猶~~ありたい旨申入れて来た。

第二復員省は此の申入れを了承すると共に本件の解決は相當の遅延を見るべしとの判断に基き準備金も一應國庫に戻入した。

其の後數年を経るも朝鮮側から何等の連絡も要求もなく今日に及んで居るのであるが其の間朝鮮人聯盟は日本國法を以て解散を命ぜられたので現第二復員局殘務處理部は從來の交渉相手を失うに至つた。然しながら黨部としては徒らに本件の處理を遅延する意志はなからその後も調査を續行し良心的な基礎資料を得且つ之に基く處理の準備も恰も去る一月末概ね完了を見た次第である。

三 今後の日本政府の自主的な處理方針

終戦後一應内定して居た方針を骨子とし而も現下の情勢に合致せしめる如く若干の補正を加へたが要は日本國法の許す限り遭難者に對し有利となる如く處理を進めることであるが此の間大衆的見地に基き人道的、政治的考慮をも拂ふことと致したい。

即ち上記の観点を基本とした具体的処理方針は概ね次の各項に準據するものであることが確認された。

(a) 人事処理

(1) 舊工員は勿論のこと、遭難者中車屬採用可然者は法規の許す限り車屬としての身分を與へ所定の身上取扱を進める。

(2) 車屬として取扱ふことに決定された死者に對する諸給與は一般の取扱の例による。

(3) 遺骨の現場處理は舞地復舊當とし概ね次の要領を適用する。

(i) 遺骨の探索、調査、引揚、取扱等は特に慎重、丁寧を旨うせねばならない。

(ii) 既に埋葬してある遺骨に對しては更に状況を調査し之を發掘保管する。

(iii) 今後「サルベージ」に依り揚收さるべき遺骨は重艦陸奥の場合に準じ即時收納安置の諸手續を行ふ。

(Ⅲ) 遭難當時の擧行遺骨が確認された場合の取扱も前辦に準ずる。
(Ⅳ) 慰靈祭は官としては行はない。

(4) 前各辦の人事取扱は當部四ヶ年有餘に亘る調査の結果作製した便
乗者名簿に登録されて居る人員に限定する。

但し今後便乗者だつたとの相當有力な證據を有する者が判明した
場合は慎重調査の上追加することがある。

(b) 朝鮮側との交渉

終戦後の交渉相手であつた朝鮮人聯盟が解消した以上日本政府とし
ては當面の相手も交渉すべき片法も無い。従つて我々は自主的に處
理を進めるのであつて積極的に交渉を求めない。但し朝鮮人側から
は當然何等かの意志表示がなされることを豫期し其の場合の對策と
して次の腹案を準備する。

(1) G.H.Q.及び朝鮮代表からの公式なものとして當然外務省が所管さ
れる事項を除き其の他は第二復員局殘務處理部長自ら之を擔當す

る。

(2) 朝鮮側の正式代表は朝鮮代表の推薦あるもの又は朝鮮人民國の責任者でなければならぬ、夫以外の者からの申人に對しては其の性格と權限に應じ機宜善處する。

(3) 朝鮮側が海軍の責任を追及して賠償要求を提起しても之を否認することはい出来ない。

何となれば鮮人の便乗輸送は海軍の義務では無く全くの好意に基づくものであり、且遭難事件は全く不可抗力に起因したものであるからである。

(4) 便乗者の員數に關し日鮮兩者の調査には相當の差異があるのであるが二復としては當部調査の成果を現段階に於て最善のものと確信するから鮮人側の六千數百名又は八千數百名などの放言に就ては特に明確な根據を求めねばならない。

而して萬一二復の資料に修正點が確認された場合は我片は之が訂

正に應ずるものとする。

(四) 其の他

「サルベージ」の進捗、遺骨の處理、人事取扱等には互に密接な聯絡が生ずるものと認められるから今後二復系は海上保安廳及現地作業會社との所要連絡に格段の努力を致す心組であると共に必要と認めたる都度G.H.Q.の機關及外務省に對し所要の報告を進めたい腹案である。

(終)